

第2期 保健事業実施計画（データヘルス計画）
に係る中間評価報告書

令和3年3月 足寄町

目次

第1章 第2期データヘルス計画の概要 1
第2章 中間評価の趣旨・方法 2～3
第3章 中間評価の結果 4
1) 中長期目標、短期目標（アウトカム、アウトプット）の進捗状況	
2) ストラクチャー、プロセス評価	
3) 主な個別事業の評価と課題	
(1) 糖尿病腎症重症化予防	
(2) ポピュレーションアプローチ	
第4章 特定健診・特定保健指導の中間評価と課題 5
第5章 中間評価、新たな課題を踏まえた目標値の見直し 5
第6章 中間評価の公表・周知及び個人情報の取扱い 6

参考資料

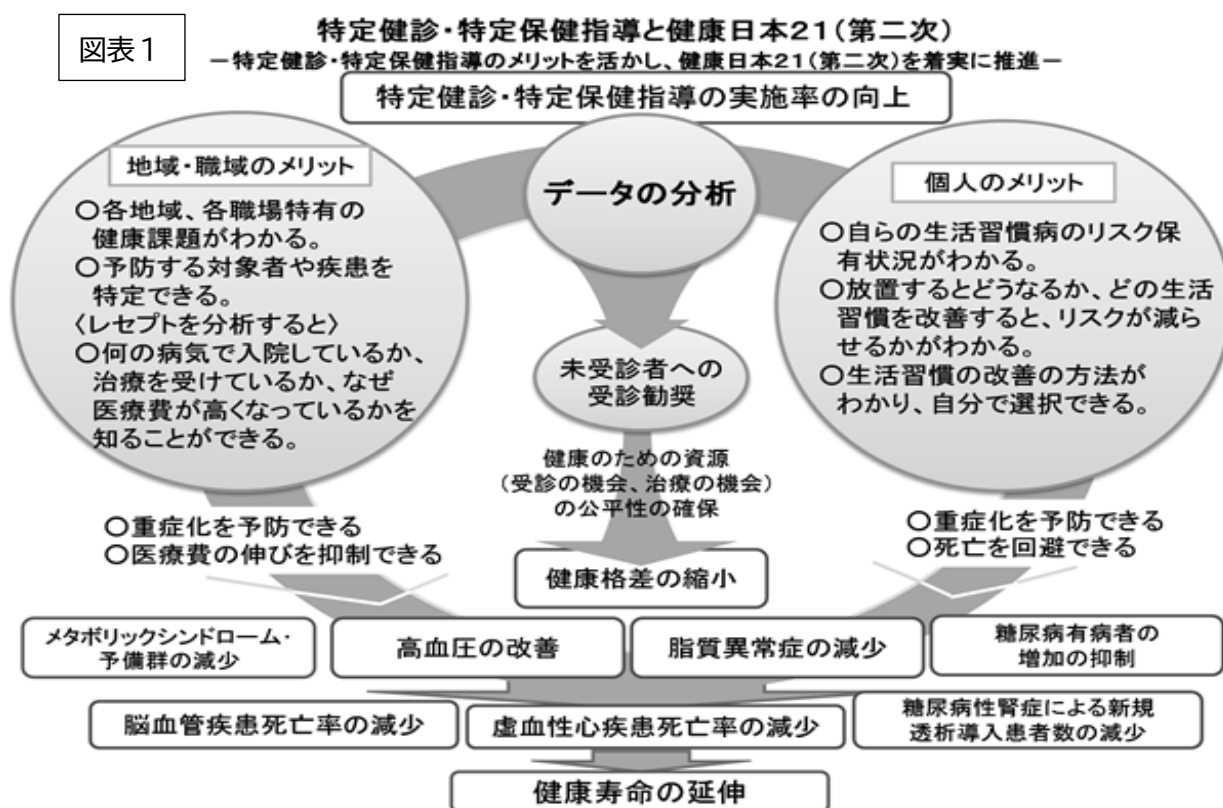
- ・国・道・同規模平均と比べてみた足寄町の位置
- ・集団の疾患特徴の把握
- ・令和元年度 データヘルス計画のターゲットとなる疾患が医療費に占める割合

第1章 第2期データヘルス計画の概要

厚生労働省においては、保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）（以下「国の指針」という。）の一部を改正する等により、保険者等は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画、以下「計画」という。）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとしている。

足寄町においては、国の指針に基づき、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び足寄町国民健康保険の財政基盤強化を図ることを目的として「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を平成30年3月に策定した。計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間である。

第2期計画策定時には医療費に占める中長期目標疾患に係る医療費は減少傾向がみられ、短期目標疾患である高血圧と脂質異常症は減少傾向であったが、国・北海道平均と比較すると高い状況であった。足寄町は町全体の高齢化率も高く、被保険者の状況からも65～74歳の前期高齢者の割合が年々高くなっている。特定健診等で体の状況を把握し、適正な医療や生活習慣の改善等により重症化予防、介護予防へ繋げる取り組みは、第1期計画からの継続課題として取り組んでいる。



標準的な健診・保健指導プログラム「平成30年度版」より抜粋

第2章 中間評価の趣旨・方法

第2期計画では、毎年度の進捗状況を確認するとともに、本計画の最終年度において総合的に評価する。計画の最終年度（令和5年度）において次期計画の策定を円滑に行うため上半期に限り、中間評価を行う。

中間評価の方法

保険者は、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ることが求められており、保険者努力支援制度においても4つの指標での評価が求められている。

具体的には、KDB システムに収載される健診・医療・介護のデータを用い、受診率・受療率、医療の動向等を評価する。また、特定健診の国への実績報告後のデータを用いて、経年比較を行うとともに、個々の健診結果の改善度を評価する。

計画は、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、北海道健康増進計画や足寄町健康増進計画、介護保険事業計画等と調和のとれたものとする必要がある。

中間評価では、令和元年度（2019年度）までの特定健診等の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報の分析・評価と、それを踏まえて計画に基づく個々の保健事業の評価を行い、今後の方向性を整理する。

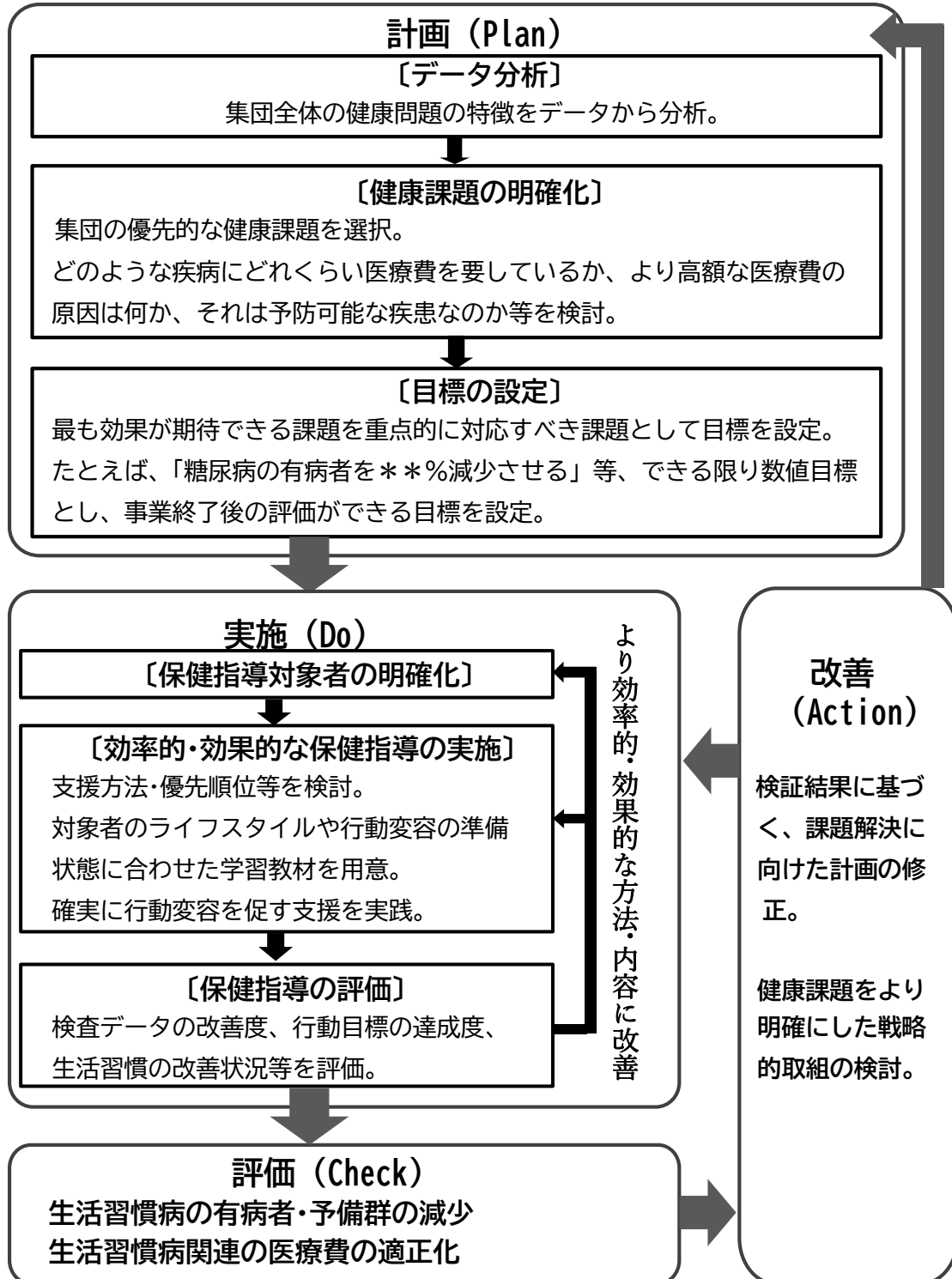
図表2

※評価における4つの指標

ストラクチャー (保健事業実施のための体制・システムを整えているか)	・事業の運営状況を定期的に管理できる体制を整備しているか。(予算等も含む) ・保健指導実施のための専門職の配置 ・KDB 活用環境の確保
プロセス (保健事業の実施過程)	・保健指導等の手順・教材はそろっているか ・必要なデータは入手できているか。 ・スケジュールどおり行われているか。
アウトプット (保健事業の実施量)	・特定健診受診率、特定保健指導率 ・計画した保健事業を実施したか。 ・保健指導実施数、受診勧奨実施数など
アウトカム (成果)	・設定した目標に達することができたか (検査データの変化、医療費の変化、糖尿病等生活習慣病の有病者の変化、要介護率など)

図表3

事業（健診・保健指導）のPDCAサイクル



標準的な健診・保健指導プログラム「平成30年度版」より抜粋

第3章 中間評価の結果

1) 中長期目標、短期目標（アウトカム、アウトプット）の進捗状況

進捗状況については図表4「目標管理一覧表」のとおりである。

第2期計画立案時には課題を解決するための目標の項目を設定していなかったため、今回の中間評価において具体的な目標項目を定め、第2期計画立案時の平成29年度データと比較し、改善した目標（青）と改善していない目標（赤）に区分した。

2) ストラクチャー、プロセス評価

図表5「データヘルス計画全体評価表」に各目標のストラクチャー、プロセス評価をまとめた。

第2期計画立案時の目標を達成した項目や新規事業については、足寄町健康づくり計画等と整合性を図り、最終目標値を修正した。また達成できていない目標については、引き続き目標達成に向けて取り組んでいくとともに、そのための新たな目標設定をした。

3) 主な個別事業の評価と課題

(1) 糖尿病腎症重症化予防

糖尿病腎症重症化予防においては、糖尿病管理台帳を作成し保健師、管理栄養士を中心に取り組んでいる。HbA1c8.0%以上の未治療者の割合は減少したものの、依然として医療受診につながっていない実態がある。糖尿病のコントロールは、薬物療法・食事療法・運動療法が重要となることから、年1～2回、腎臓・血管を守るための減塩食講座を開催している。今後も医療機関との連携を図り、未治療者の受診勧奨や治療継続への保健指導、血糖値な良好なコントロールに向けての栄養指導を行い、糖尿病性腎症による人工透析を予防していく。

糖尿病性腎症重症化予防支援対象者の状況は図表6「糖尿病性腎症重症化予防の取り組み評価」のとおりである。

(2) ポピュレーションアプローチ

足寄町では虚血性心疾患の総治療費に占める割合も高いことから、高血圧も重点健康課題として取り組んできた。健康づくりサポーターの協力を得て、減塩、野菜メニューのレシピ考案や配布、イベント時の試食提供等、町民に普及啓発してきた。今後はさらに個人へのインセンティブ事業として開始した「あしよろ健康ポイント事業」とも連動し、家庭血圧測定や体重測定等健康に関する個人の取り組みもポイント対象とすることで、広く町民にアプローチしていく。また健康サポーターの活動もイベント等を利用して足寄町が抱える健康課題やその取り組みについて町民に周知し、町全体でその課題に取り組める体制と整えていく。

第4章 特定健診・特定保健指導の中間評価と課題

特定健診・特定保健指導に係る中間評価と課題については、図表5「データヘルス計画全体評価表」のとおりである。

1) 目標値に対する進捗状況

特定健診受診率は平成27年度の59.4%をピークにやや減少傾向にあり、平成30年度は目標値55.0%に対し、実績値48.4%、令和元年度は目標値56.0%に対し、実績値54.8%となっており、目標には達していない。また、特定保健指導率も減少している。

2) 特定健診の実施

令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により年度末は受診を控える傾向もあった。通院中の方は健診を受診しない傾向もあるため、今後もデータ受領により健康状態を把握し、受診率の向上、重症化予防につなげていく。家庭訪問による受診勧奨やデータ受領依頼が効果的であるが訪問時間を確保することや新型コロナウイルス感染症の影響により難しいため、個別通知及び電話により個別に勧奨を行っていく。

40～64歳において健診及び治療がなく、健康状態が全く把握できていない未受診者が25.0%いる。特に40～49歳の女性が約38%と最も受診率が低い。子育て中かつ働き盛りであり家族のことが優先となる世代であり、多忙により未受診となっていることも考えられる。生活習慣病は自覚症状がないため、健診を受診し身体の状態を把握し、必要に応じて早期治療に繋がるよう、KDBシステムを活用し個別に受診勧奨を行う必要がある。

3) 特定保健指導の実施

特定保健指導実施率が減少している。またメタボリックシンドローム該当者は横ばいでメタボリックシンドローム予備群は増加している。

集団健診受診者への特定保健指導実施率は高いが、個別医療機関受診者への指導率が低い。特定保健指導の対象者の中には仕事が忙しく継続した保健指導の介入が難しい人もいるため、対象者の生活状況に合わせて保健指導を実施できるよう積極的に働きかけをしていく。

第5章 中間評価、新たな課題を踏まえた目標値の見直し

図表5「データヘルス計画全体評価表」から、残された課題を解決していくため、新たに目標値を設定し、図表7「目標管理一覧（目標の見直し・修正）」にまとめた。また保険者努力支援制度評価指標や新たな課題等を踏まえ、「HbA1c8.0%以上の未治療者の割合減少」「5つのがん検診の平均受診率増加」「歯科検診受診率増加（歯周病検診含む）」の3つの目標値について追加する。

第2期データヘルス計画の最終年度である令和5年度においては、次期の計画の策定を円滑に行うための準備を考慮して評価を行う必要がある。そのため保健指導を実施する保

健師・管理栄養士等は被保険者について KDB システムや特定健診結果等のデータを活用し、定期的に把握する。また特定健診の国への実施報告後のデータを活用し経年比較を行うとともに、個々の健診結果の改善評価を行っていく。特に重症化予防事業の事業実施状況は、毎年とりまとめ、国保連に設置している保健事業支援・評価委員会の指導・助言を受けるものとする。

第6章 中間評価の公表・周知及び個人情報の取扱い

計画は被保険者や保健医療関係者等が容易に知りえるべきものとするのが重要であり、このため国指針において公表するものとされている。中間評価においても具体的な方策として、ホームページ等で周知する。また被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、中間評価の要旨等をまとめた概要版も合わせて周知する。

保険者等においては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。